

資産評価政策学会 平成30年度総会シンポジウム
固定資産税制度の抜本的改革を考える

主催：資産評価政策学会

共催：公益社団法人都市住宅学会、公益社団法人日本不動産学会

後援：一般財団法人資産評価システム研究センター、公益社団法人東京都不動産鑑定士協会、

日本司法書士会連合会、日本税理士会連合会、日本地域学会、

日本土地家屋調査士会連合会、一般社団法人日本ビルディング協会連合会、

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会、一般社団法人不動産証券化協会（五十音順）

開催日時：平成30年6月20日（水）14：00～17：00

開催場所：ステージビルディング7階 会議室（東京都千代田区富士見2-7-2）

公開形式：一般公開、無料

定員：90名（先着順）

<趣旨>

少子高齢化及びその進行による地方消滅の危機の中で、固定資産評価を巡る問題がより深刻な局面を迎えている。

固定資産評価の問題は、これまで評価技術的な側面でも取り上げられてきたが、元来国土情報が不完全であるにもかかわらず、あたかも評価の前提となる課税客体の把握や評価に影響する行政法の制約及びその情報が完全であるとの仮定に基づいて行われてきた。

しかし、国土調査の進捗率が50%強にとどまっていることや、不動産登記法の形式主義等から課税客体とのズレが大きくなっており、所有者不明土地問題もこのような中で大きく取り上げられている。

一方、過疎化により住民一人当たりのインフラの維持管理は増大しているが、財政難から行政サービスの質・量は低下しつつある。

これまで、固定資産税は行政サービスの対価とし、その負担割合は時価によるとしていたが、地方消滅に向かう過程では、不動産の価値は恒常的に低下し、そのため税収は減少する。時価が一定水準を下回ると大半が免税点未満となり、税収は限りなくゼロに近づき、財政は破綻する。行政サービスの質・量を保持したいのなら、時価主義は放棄するしかないものと思われる。

このような中で、個別の評価技術的な問題を議論しても、解決策を見出すことは困難である。国家百年の大計を考えるならば、地方自治体の基幹税目である固定資産税のあり方や課税の仕組みについて、根本的に考える必要があることから、この点を踏まえたシンポジウムの開催を提案したい。

<プログラム>

1. 基調講演

増田 寛也（株式会社野村総合研究所顧問）

2. シンポジウム

コーディネータ：福井 秀夫（資産評価政策学会副会長・政策研究大学院大学教授）

パネリスト：岩崎 政明（資産評価政策学会会長・明治大学専門職大学院法務研究科(法科大学院)教授)

桐山 友一（週刊エコノミスト記者）

堀川 裕巳（北央鑑定サービス株式会社代表取締役）

増田 寛也（株式会社野村総合研究所顧問）

（敬称略・五十音順）

<参加申込方法>

下記①～④をご記入の上、メールでお申し込み下さい。ご参加いただける方には、メールにて参加票をお送りいたします。参加票は開催日当日にお持ちの上、受付にご提出いただきますようお願いいたします。

①催し物名称（「6月20日シンポ」と記載ください）、②氏名、③勤務先・所属団体、④メールアドレス

<お申込み・お問合せ>

資産評価政策学会 事務局

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング7階 日本不動産学会気付

電話：03-5211-5250 Mail：japap00@gmail.com